

令和 7 年第 2 回定例会議案説明資料

(条例議案)

1 議案第 7 7 号～第 8 3 号、第 8 7 号

公共施設料金改定に伴う条例の一部改正について…………… P 2

【議案第77号～第83号、第87号】

公共施設料金改定に伴う条例の一部改正について（市民局）

議案書 P28～P60、P79～P80

1 条例改正議案一覧

- 議案第77号 千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について
議案第78号 千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部改正について
議案第79号 千葉市民会館設置管理条例の一部改正について
議案第80号 千葉市文化センター設置管理条例の一部改正について
議案第81号 千葉市文化ホール設置管理条例の一部改正について
議案第82号 千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正について
議案第83号 千葉市スポーツ施設設置管理条例の一部改正について
議案第87号 千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部改正について

2 改正の趣旨

市民局所管の公共施設について、受益者負担の適正化や、物価高騰下においても引き続き施設を適正に管理する観点から、利用料金の上限の額及び使用料の額を改定するため、条例の一部を改正する。

3 算定基準

千葉市公共施設使用料等設定基準で定める算定基準に基づき、利用料金の上限の額及び使用料を改定する。なお、料金改定により大幅な増額にならないよう、前回改定した平成23年度からの物価高騰を踏まえ、現行利用料金単価の概ね1.3倍の範囲とする。

（1）コミュニティセンター諸室利用料金

- ・利用料金単価（1コマ2時間当たり）＝ m^2 単価 × 各諸室の面積
- ・ m^2 単価＝管理運営コスト × 20%（受益者負担割合）÷ {想定稼働コマ数 × 諸室面積}

（2）文化施設利用料金

- ・利用料金単価（1日当たり）＝ m^2 単価 × 各諸室の面積
- ・ m^2 単価＝管理運営コスト × 70%（一部30%）（受益者負担割合）÷ {想定利用日数 × 諸室面積}

（3）スポーツ施設利用料金（コミュニティセンター体育館等含む）

- ・利用料金及び使用料単価＝管理運営コスト × 50%（受益者負担割合）÷ 想定利用者（利用コマ）数

4 料金改定の主な内容

（1）改定対象となる施設

- ・全30施設（コミュニティセンター、市民会館、文化センター、文化ホール、ポートアリーナ、スポーツ施設、スポーツ広場）

(2) コミュニティセンター諸室利用料金（1コマ2時間当たり）の例

施設名	区 分	改定前 (①)		改定後 (②)	改定幅 (②－①)
中央コミュニティセンター 松波分室	茶室	170 円		<u>220 円</u>	50 円
蘇我コミュニティセンター	集会室	230 円		<u>290 円</u>	60 円
土気あすみが丘プラザ	集会室	340 円		<u>440 円</u>	100 円

(3) 市民会館、文化センター、文化ホール利用料金（平日・1日につき）の例

施設名	区 分	改定前 (①)		改定後 (②)	改定幅 (②－①)
市民会館	大ホール	102,950 円		<u>133,830 円</u>	30,880 円
文化センター	ホール	98,030 円		<u>127,430 円</u>	29,400 円
若葉文化ホール	ホール	58,070 円		<u>75,490 円</u>	17,420 円
美浜文化ホール	ホール	49,230 円		<u>63,990 円</u>	14,760 円

(4) ポートアリーナ専用使用料金（1日につき・アマチュアスポーツ使用・入場料等徴収無）の例

区 分	改定前 (①)		改定後 (②)	改定幅 (②－①)
メインアリーナ	82,430 円		<u>98,910 円</u>	16,480 円
サブアリーナ	21,050 円		<u>25,260 円</u>	4,210 円

(5) スポーツ施設個人使用料金（2時間まで）の例

施設名	区 分	改定前 (①)		改定後 (②)	改定幅 (②－①)
体育館	一般	220 円		<u>280 円</u>	60 円
	中・高校生	100 円		<u>140 円</u>	40 円
	小学生以下	70 円		<u>90 円</u>	20 円

(6) スポーツ施設専用使用料金（体育館・全館使用）の例

区分	改定前 (①)			改定後 (②)		改定幅 (②－①)	
	午前9時から 午後1時まで・ 午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時 まで		午前9時から 午後1時まで・ 午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時 まで	午前9時から 午後1時まで・ 午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時 まで
一般	4,590 円	9,210 円		<u>5,960 円</u>	<u>11,920 円</u>	1,370 円	2,710 円

(7) スポーツ広場使用料（庭球場・1面・2時間につき）の例

区 分	改定前 (①)	改定後 (②)	改定幅 (②－①)
一般	630 円	<u>810 円</u>	180 円
小・中・高校生	460 円	<u>540 円</u>	80 円



5 施行期日

施行期日 令和8年4月1日

改正後の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

6 今後の予定

令和7年 7月 指定管理者募集

令和7年11月 令和7年第4回定例会 指定管理者の指定議案提出

令和8年 4月 第5期指定管理者の管理運営開始、改正後の規定の適用

改正条例及び対象施設（８条例、３０施設）

条例名	施設の名称	所管課
千葉市コミュニティセンター 設置管理条例	中央コミュニティセンター松波分室	市民総務課
	蘇我コミュニティセンター (ハーモニープラザ分館含む)	
	畑コミュニティセンター	
	幕張コミュニティセンター	
	花島コミュニティセンター	
	穴川コミュニティセンター	
	長沼コミュニティセンター	
	都賀コミュニティセンター	
	千城台コミュニティセンター	
	鎌取コミュニティセンター	
	高洲コミュニティセンター	
	真砂コミュニティセンター	
千葉市土気あすみが丘プラザ 設置管理条例	土気あすみが丘プラザ	
千葉市民会館設置管理条例	市民会館	文化振興課
千葉市文化センター設置管理条例	文化センター	
千葉市文化ホール設置管理条例	若葉文化ホール	
	美浜文化ホール	
千葉ポートアリーナ設置管理条例	ポートアリーナ	スポーツ振興課
千葉市スポーツ施設設置管理条例	高洲スポーツセンター	
	北谷津温水プール	
	みつわ台体育館	
	宮野木スポーツセンター	
	古市場体育館	
	相撲場	
	こてはし温水プール	
	中田スポーツセンター	
	磯辺スポーツセンター	
千葉市スポーツ広場設置管理条例	大宮スポーツ広場	
	宮崎スポーツ広場	
	幕張西スポーツ広場	